

創造・参加・実践
No.730

最新のJR西労組運動をチェックしよう!
JR西労組HP (http://www.jrw-union.gr.jp)



JR西労組
LINE@
新規登録受付中

「友だち追加」から「ID検索」または「QRコード」で登録!
@dzc0159s

JR西労組
WEST UNION

西日本旅客鉄道労働組合
〒530-0012 大阪市北区芝田2丁目1番18号
西 阪 急 ビ ル 9 階
TEL06-6375-9869代 JR071-7155代
(FAX) 06-6373-4133 JR071-7151

発行責任者 上村 良成
編集責任者 尾崎 裕介



最終交渉に臨む中央執行委員

女性の健康支援の拡充等について、回答を行い、更に、通勤手当の見直し、検診やライフステージに応じたキャリアアップのアプローチのあり方、勤務制限者向けの行路の検討、技術系統の特定資格の支援する仕組みの検討を行う。

※緊急やむを得ない場合は、引き続き5日前での事前通知を行う。

対象者…社員

適用条件…以下の(1)(2)

2023年度総合労働協約改訂交渉妥結!!

かけがえのない人財とともに 明るいつ未来へ！制度の前進！

◆事前通知の見直し ・施設システムフレックス拡大・女性の健康支援拡大◆

中央本部は、7月27日に、「総合労働協約改訂に関する要求(61項目)」を会社に提出して以降、労働環境変化への対応や人材確保と離職防止、組合員と家族の健康、そして、2年に1度の労使間ルールについて、組合員の要望に添えるべく議論を重ねてきた。9月14日に、「第1回地本代表者会議」を開催し、中央本部と各地本代表者にて最終交渉に向けた意思統一を行い、翌9月15日に会社との最終交渉に臨んだ。

回答にあたり、会社は、「ポストコロナへの挑戦に向けて、社員が働きがいと成長を実感できる環境の整備を行い、ダイバシティの推進と多様な働き方を進めることが重要と考えている。」「ライフイベントとキャリアの両立が行える環境とし、成長と実感がもてる環境を整備する。」とし、事前通知の一部見直し、配偶者同行制度(異動)や配偶者同行休職の新設、コロナ特例の一部拡大や恒久化、勤務制度の見直し、

討ちについて、口頭表明があった。中央本部は、会社から示された回答は、「人財の確保および定着と成長に向けた提言」での短期的課題の一部を含めた内容であり、組合員の声に応え、全ての組合員が真に働きやすい環境整備に向け、「かけがえのない人財」とともに明るいつ未来」に繋がる回答と判断し、妥結した。

妥結内容

1. 事前通知の一部見直し

◆実施内容…社員、シニア社員、シニアリーダー社員、グラウン

2. 配偶者同行制度(異動)の新設

◆実施内容…「配偶者等の転勤」や「結婚」により、新たに当社エリア内に転居が必要となった社員が、離職せず、配偶者等と引き続き生活を共にしながら、キャリアを継続し活躍することを支援する制度。

適用を希望する者は、事由発生後1年以内に申し出を行うこととし、適用条件に合致し、会社が認めた場合は準備でき次第、異動を実施する。

JR西日本ラグビー部「レイラズ」へ激励を行う

仕事とラグビーの両輪で【日本一】を目指す!

中央本部は、JR西日本ラグビー部「レイラズ」が所属するトップウェストリーグの初戦を前に、激励行動を9月13日(水)に、JR西日本神戸総合グラウンドで行った。

上村中央執行委員長からは、「日々、業務に真摯に取り組んでいるから、試合になれば職場の仲間が集い、応援を行っている姿は、ラグビーの良いところである。今年は、トップウェストリーグの1位となり、3地域社会人リーグ順位決定戦でも勝利し、日本一となることを期待している」と激励を行った。

レイラズを代表して横山キャプテンからは、「職場の仲間をはじめ、多くの方の支えでラグビーを行っており、その恩をしっかりと結果で返さなければならない。チーム一丸となり、日本一を目指して今シーズンに臨んでいく」と今シーズン開幕に向けて、力強い決意を述べた。

JR西日本レイラズは、2023スローガンを「BATTLE」とし、目標達成に向けて、シーズンを通して自分自身と闘い続け、日々の業務と練習に励んでいる。

JR西労組組合員で構成されるレイラズの必勝に向けて、スタンドを青く染め、心強い応援を要請する。

※ JR西日本神戸総合グラウンドへのアクセス

所在地: 〒654-0026 兵庫県神戸市須磨区大池町5丁目
★JR神戸線鷹取駅から徒歩3分



JR西日本レイラズ シーズンスケジュール

開催日	対戦チーム	開始	場所
10.14	関西丸和ロジスティクス	14:00	JR西日本神戸総合グラウンド
10.21	豊田通商	14:00	JR西日本神戸総合グラウンド
11. 4	中部電力	14:00	JR西日本神戸総合グラウンド
11.18	大阪府警	14:00	花園第2
11.25	島津製作所	14:00	JR西日本神戸総合グラウンド

のいずれかに該当する場合
(1)同居している配偶者等
の転勤により、新たに旧支社エリア(東京エリアを除く)を跨ぐ転居する場合
(2)結婚により新たに配偶者等となる者が就労している場合で、配偶者等と同居するために旧支社エリアを跨ぐ転居する場合
実施日…2023年11月1日以降準備出来次第、申請受付開始

※移行措置として、2022年11月1日以降に事由が発生している社員は、暦日単位で1年経過するまでの間であれば申し出を受け付ける。

※移行措置として、2022年11月1日以降に事由が発生している社員は、暦日単位で1年経過するまでの間であれば申し出を受け付ける。

◆実施内容…「配偶者等の転勤」や「結婚」により、新たに当社エリア外への転居が必要となった社員が、離職せず、配偶者等と引き続き生活を共にしながら、キャリアを継続することを支援する制度。

適用を希望する者は、事由発生後1年以内に休職開始日とする申し出を行うこととし、期間は暦日単位で3年(36箇月)を上限とする。賃金等の取扱いは、自己都合休職と同様。

◆実施内容…「通勤手当の取扱い」
◆実施内容…「通勤途上で子を保育所等に送迎する場合」については、賃金規程第41条第1項に規定する「その他やむを得ない事由」として認める。また、保育所等に通う子を養育する社員が併行した交通機関又は自動車等での通勤申請を行う場合は「通勤時間又は勤務箇所」の間に適用する。

◆実施内容…「通勤途上で子を保育所等に送迎する場合」については、賃金規程第41条第1項に規定する「その他やむを得ない事由」として認める。また、保育所等に通う子を養育する社員が併行した交通機関又は自動車等での通勤申請を行う場合は「通勤時間又は勤務箇所」の間に適用する。

◆実施内容…「配偶者等の転勤」や「結婚」により、新たに当社エリア外への転居が必要となった社員が、離職せず、配偶者等と引き続き生活を共にしながら、キャリアを継続することを支援する制度。

適用を希望する者は、事由発生後1年以内に休職開始日とする申し出を行うこととし、期間は暦日単位で3年(36箇月)を上限とする。賃金等の取扱いは、自己都合休職と同様。

◆実施内容…「通勤手当の取扱い」
◆実施内容…「通勤途上で子を保育所等に送迎する場合」については、賃金規程第41条第1項に規定する「その他やむを得ない事由」として認める。また、保育所等に通う子を養育する社員が併行した交通機関又は自動車等での通勤申請を行う場合は「通勤時間又は勤務箇所」の間に適用する。

◆実施内容…「通勤途上で子を保育所等に送迎する場合」については、賃金規程第41条第1項に規定する「その他やむを得ない事由」として認める。また、保育所等に通う子を養育する社員が併行した交通機関又は自動車等での通勤申請を行う場合は「通勤時間又は勤務箇所」の間に適用する。

◆実施内容…「通勤途上で子を保育所等に送迎する場合」については、賃金規程第41条第1項に規定する「その他やむを得ない事由」として認める。また、保育所等に通う子を養育する社員が併行した交通機関又は自動車等での通勤申請を行う場合は「通勤時間又は勤務箇所」の間に適用する。

※移行措置として、2022年11月1日以降に事由が発生している社員は、暦日単位で1年経過するまでの間であれば申し出を受け付ける。

※移行措置として、2022年11月1日以降に事由が発生している社員は、暦日単位で1年経過するまでの間であれば申し出を受け付ける。

◆実施内容…「配偶者等の転勤」や「結婚」により、新たに当社エリア外への転居が必要となった社員が、離職せず、配偶者等と引き続き生活を共にしながら、キャリアを継続することを支援する制度。

適用を希望する者は、事由発生後1年以内に休職開始日とする申し出を行うこととし、期間は暦日単位で3年(36箇月)を上限とする。賃金等の取扱いは、自己都合休職と同様。

◆実施内容…「通勤手当の取扱い」
◆実施内容…「通勤途上で子を保育所等に送迎する場合」については、賃金規程第41条第1項に規定する「その他やむを得ない事由」として認める。また、保育所等に通う子を養育する社員が併行した交通機関又は自動車等での通勤申請を行う場合は「通勤時間又は勤務箇所」の間に適用する。

◆実施内容…「通勤途上で子を保育所等に送迎する場合」については、賃金規程第41条第1項に規定する「その他やむを得ない事由」として認める。また、保育所等に通う子を養育する社員が併行した交通機関又は自動車等での通勤申請を行う場合は「通勤時間又は勤務箇所」の間に適用する。